

## 日常生活用具の給付種目の追加等について

令和3年4月から、下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

### ◇給付種目の追加および給付対象者の拡大等

種目	性能	耐用年数	給付限度額	対象者
吸引・吸入両用器 (医師意見書要)	障害者が容易に使用し得るもの	5	75,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者・児(電気式たん吸引器又はネブライザー(吸入器)の給付を受けている者・児を除く。)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) (医師意見書要)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5	100,000円 ※給付限度額の変更	人工呼吸器の装着が必要な在宅の身体障害者・児
	動脈血中の酸素飽和度を測定することが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5	36,000円	医療保険における在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上の者・児
自家発電機又は外部バッテリー(充電器及びインバーターを含む。) (医師意見書要)	介助者が容易に使用し得るもの	—	自家発電機 100,000円	(1) 人工呼吸器の装着が必要な在宅の身体障害者・児 (2) ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器又は吸引・吸入両用器のいずれかを使用している呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者・児
		5	外部バッテリー 70,000円	

### ◇給付限度額、耐用年数の変更

- 点字器(標準型) 10,800円 (携帯型) 1,650円
- 視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機) 48,000円
- 人工喉頭(電動式) 73,000円
- 視覚障害者用時計 5年